

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申し込みについて

埼玉県秩父郡長瀬町

1. 閲覧の日時

- ◆閲覧日 火曜日から木曜日（ただし、下記ア、イ、ウの期間を除く）
 - ア 国民の祝日、年末年始及びその翌日
 - イ 3月から5月までの間
 - ウ 事務の執行に支障をきたす場合
- ◆閲覧時間 午前9時から正午まで、午後1時から午後4時まで

2. 閲覧の予約

閲覧希望日の1か月前から、電話又は来庁により受け付けします。

3. 閲覧の人数

1件の申請につき1名まで

4. 閲覧の請求又は申出方法

閲覧希望日の7日前までに下記の書類を提出してください。

※国又は地方公共団体の機関が請求する場合

1. 閲覧請求書（様式第1号）
2. その他町が必要と認める書類

※個人又は法人が申し出する場合

◆個人法人共通

1. 閲覧申出書（様式第3号）※申出者の印鑑登録印が押印されたもの
2. 誓約書（様式第4号）
3. 申出者の印鑑証明書

◆申出者が個人の場合

4. 申出者の本人確認書類の写し（官公署発行の顔写真付きの身分証明書）
5. 申出者又は申出者の所属する団体の活動を明らかにする書類（営利以外の目的で行う居住関係の確認の場合は不要）

◆ 申出者が法人の場合

4. 登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの）
5. 事業概要の確認できる書類
6. 法人又は団体の個人情報の取得等に対する基本的な方針に係る書類（プライバシーポリシー等）
7. 統計調査、世論調査、学術研究その他の調査研究にあつては、成果物の公表時期及び方法を確認できる書類
8. 地域住民の福祉の向上に寄与する活動にあつては、事業計画書等、活動の内容を確認できる書類
9. 利用目的に係る調査票や案内等の送付物
10. 営利目的以外の目的で行う居住関係の確認にあつては、他に手段がないことを示す資料
11. 受託を受けて閲覧を行う場合は、委任状又は委託契約書等の写し
12. その他町が必要と認める書類

5. 閲覧者の本人確認について

- 閲覧できるのは、請求又は申出の際に指定した閲覧者に限ります。
- 国又は地方公共団体の機関による閲覧の場合は、職員証（顔写真付き）をお持ちください。
- 個人又は法人による閲覧の場合は、町から送付する「住民基本台帳閲覧決定通知書」及び官公署発行の顔写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート等）をお持ちください。

6. 閲覧に際しての注意事項

- 閲覧にあたっては、職員の指示に従ってください。職員の指示に従わない場合は、閲覧を中止していただきます。
- 閲覧場所での飲食、喫煙及び携帯電話等の使用はできません。
- 閲覧台帳の一部の抜き取り、汚損、毀損又は書き加えをしないこと。
- 他の名簿等を持ち込み、閲覧台帳と照合する等の行為をしないこと。
- カメラ、複写機、録音機等の使用はしないこと。
- 閲覧により書き写した紙片等を閲覧後直ちに職員に提示すること。
- 指定場所を離れるときは、個人情報が増えいしないよう措置すること。
- 偽りその他不正な手段によって閲覧をし、又はさせた場合や、閲覧事項を利用目的以外の目的のために利用し、もしくは第三者に提供した場合は、住民基本台帳法第51条の規定に基づき30万円以下の過料に処せられます。